

2019年11月23日

## 府中市庭球連盟試合実施規則

本規則は、府中市庭球連盟が主催する大会及び主管する大会を、適切に運営することを目的として制定する。なお、本規則に定める事項の他、競技の一般的ルールは、日本テニス協会発行の規則集「JTAテニスルールブック（テニス ルール）」最新版に準拠する。

### 第1条 定期大会等

春季大会、秋季大会、冬季大会の連盟定期大会を主催し、市民体育大会庭球競技（以下市民大会という。）を主管する。

### 第2条 大会委員会

春季大会委員会、秋季大会委員会、冬季大会委員会は、それぞれ連盟定期大会の運営を担い、市民大会委員会は、市民大会の運営を担う。

2. 各大会委員会は、理事会の決定する基本方針に基づき、開催要項を定め、実施上必要な事項について決定する。

### 第3条 競技役員及び運営方法

庭球連盟会長は、大会委員長として大会運営に関する最終的な責任を負う。

2. 大会委員会委員長は、大会実行委員長として大会運営の実務責任者となる。
3. 大会委員会副委員長は、委員長を補佐して大会運営の役割を分担する。
4. 予選日は、コートレフェリーを置かず、参加選手が自主的に運営する。
5. 決勝日は、コートレフェリーを置き、当日の競技運搬全般を担当する。

### 第4条 ドロー作成

情報管理委員会はドロー作成を担当する。

2. 原則としてトーナメント形式とするが、可能な場合はリーグ戦形式も可とする。
3. シード選手（又は団体）の配置は、日本テニス協会規則に準拠し、シード以外の選手（又は団体）の配置は、全て抽選とするが、同一団体選手（又は団体）のドローにおける分散配置を可能な範囲で行う。
4. 予選・本戦方式の個人戦において、本戦シード選手が欠場した場合、予選決勝勝者の抽選によりシード位置を含めたドローを決定するとともに、その欠員枠は、予選決勝敗者の抽選によりラッキーローザーとして出場を認める。

## 第5条 シード方法

連盟定期大会における実績に対する優遇措置として、連盟定期大会全種目についてシード制を採用するが、市民大会については行わない。

- 第1シードは、当該種目の直近連盟定期大会優勝者、優勝ペア、優勝団体とし、第2シード以降は、連盟ランキング・ポイントにより決定するが、同順位の場合は抽選により決定する。また団体戦は、大会委員会が過去の実績を考慮してシード順位を決定する。

## 第6条 ランキング・ポイント制

連盟定期大会において適用し、シード順位決定及び連盟対外試合派遣選手選考の客観的基準として用いる。

- ランキング・ポイントの算出方法は以下のとおりとする。
  - 当該種目の過去3年間の内、直近6回大会までの連盟定期大会を対象とし、種目別に算出する。
  - ポイント適用は、64ドローを超える場合は16位まで、64ドロー以下は8位まで、32ドロー以下は4位までを対象とし、大会委員会がエントリー数に基づき決定する。なお、獲得ポイント及びポイント通減値は下表とする。  
なお、本戦シード選手が欠場した場合は、当該大会のポイントを与えない。

|       | 前回大会<br>(100%) | 2大会前<br>(75%) | 3大会前<br>(50%) | 4大会前<br>(25%) | 5大会前<br>(13%) | 6大会前<br>(7%) |
|-------|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 優勝    | 100            | 75            | 50            | 25            | 13            | 7            |
| 2位    | 75             | 57            | 38            | 19            | 10            | 6            |
| 3～4位  | 50             | 38            | 25            | 13            | 7             | 4            |
| 5～8位  | 25             | 19            | 13            | 7             | 4             | 2            |
| 9～16位 | 13             | 10            | 7             | 4             | 2             | 1            |

- ランキング・ポイントのデータ管理は、大会委員会の大会結果報告に基づいて、情報管理委員会がデータを更新し管理するとともに、連盟加盟団体に公開する。

## 第7条 大会の問題処理

大会要項又は本試合実施規則に定めていない問題が発生した場合は、大会実行委員長が中心となって対応する。

- スポーツマン精神に反する選手（又は団体）の不正行為（不正出場、暴力行為等）が判明した場合は、判明した時点で試合を没収し失格とするが、その不正内容によっては別途処罰を科する場合がある。また、当該行為により権利を侵害された選手（又は団体）は、大会運営に支障のない範囲で権利を復活できる。

#### 第8条 遅刻者の扱い

決勝日の集合時刻遅刻は、即失格とする。参加選手の自主的運営による予選日における集合時刻遅刻は、試合順序に則った進行に支障があれば失格とする。

#### 第9条 棄権者の扱い

ダブルス種目において、登録された2組のペアの各1名が出場できなくなった場合、予選日に限り、事前に届出をすれば、残りの出場可能な2名で新ペアを構成できる。ただし、ドローの位置の選択は、大会実行委員長が決定する。

#### 第10条 試合形式

6ゲーム・1セットマッチ・7ポイントタイブレークシステムを基本とするが、大会運営上必要な場合は、試合形式を変更する場合がある。

#### 第11条 団体戦

団体戦の試合構成や実施方法の詳細は、理事会の決定する基本方針に基づき、連盟定期大会については定期大会委員会が決定し、市民大会については市民大会委員会が決定する。

2. 試合前に定められたメンバーが揃わない団体は不戦敗とするが、大会運営に支障がない限り、対戦予定団体との参考試合を行うことができる。
3. 雨天・日没等の自然条件により、試合が後日延期になった場合は、試合再開時において、試合中断のメンバーの変更はできないが、試合開始前のメンバーについては変更できる。
4. 初戦は、勝敗決定の如何に関わらず全試合を行うが、2戦目以降は、大会運営の都合により、勝敗決定後の試合を中止することがある。

#### 第12条 時間の規定

大会要項に規定がない場合の時間の規定は以下とする。

時間を超過した場合は、自主的な棄権とみなす。

また時間の計測は大会委員、自主運営の場合は、当該試合の対戦相手が計測するものとする。

1. メディカルタイムアウトは、計10分以内とし、回数は問わない。
2. 試合時のコートへは、原則として速やかに、連続する場合は15分以内とする。
3. 原則的に試合中のコート外にでることは認められないが、やむを得ず出る場合は5分以内とする。

### 第13条 終了時間の規定

コートの利用時間を考慮し、以下の条件で試合をサスペンドとする。

1. コート利用時間の10分前を過ぎて新しいゲームに入る場合は、次ゲームには入らない。
2. コート利用時間の5分前を過ぎて新しいポイントに入る場合は、次ポイントには入らない。

以上

昭和49年7月10日制定

昭和61年3月1日改定

平成元年3月12日改定

平成9年3月9日改定

平成12年3月12日改定

平成27年3月7日改定

令和元年11月23日改訂